

入札説明書及び設計図書等に対する質問回答書

| 工事名 : 海老江工区舗装及び流末整備その他工事 | | 問合せ日 : 2026 年 4 月 23 日 |
|--------------------------|---|--|
| | | 回答日 : 2026 年 4 月 30 日 |
| 記載箇所 | 質問 | 回答 |
| P.2 第2章 2-4 | 『本工事の施工は、下記を除き昼間作業考えている。 ・ 排水構造物工の一部 ・ 既設舗装撤去復旧工の一部 ・ 区画線工 ・ 既設構造物撤去復旧工の一部 ・ 仮設工（土留・仮締切工（下水道接続部））の一部・・・』の一部とは別図-3に示す交差点部、単路部及びヤード部・交差点側の施工の事でしょうか。また、その昼間作業以外の作業時間帯は何時から何時を想定されていますか。ご教示願います。 | 『本工事の施工は、下記を除き昼間作業考えている。 ・ 排水構造物工の一部 ・ 既設舗装撤去復旧工の一部 ・ 区画線工 ・ 既設構造物撤去復旧工の一部 ・ 仮設工（土留・仮締切工（下水道接続部））の一部・・・』の一部とは別図-3に示す「単路部」および「交差点部」での施工を考えています。また、昼間作業以外の作業時間帯は、現時点においては20時から翌6時のうち、実作業時間7時間を考えています。 |
| P.8 第7章 7-7 P.210～212 | 『流末整備・路下整備工事のうち、別図-3に示す交差点部、単路部及びヤード部・交差点側の施工は、日々の交通規制による作業を考えている。そのため、下記の施工内容（手順）を昼間または夜間の交通規制時間内で施工し、作業時間以外は交通規制を開放することを考えている。・・・』とありますが、施工内容から日々の交通規制を開放しての施工は不可能と思われる。日々交通規制を開放する為に矢板仕様及び覆工板等の仮設工が必要になった場合設計変更でしょうか。ご教示願います。 | 特記仕様書7-7に記載のとおり、関係管理者等との協議の結果、施工内容（手順）等が変更となった場合は設計変更することを考えています。 |
| P.8 第7章 7-7 P.210～212 | 『流末整備・路下整備工事のうち、別図-3に示す交差点部、単路部及びヤード部・交差点側の施工は、日々の交通規制による作業を考えている。そのため、下記の施工内容（手順）を昼間または夜間の交通規制時間内で施工し、作業時間以外は交通規制を開放することを考えている。・・・』とありますが、日当たり施工量がかなり少量になります。入札時の積算は標準歩掛で積算されておられるのでしょうか標準歩掛で積算されているのであれば落札後の歩掛は実施工に合った歩掛に変更されるのでしょうか。ご教示願います。 | 標準案としては、標準歩掛で積算しています。なお、当該標準歩掛が現場実態と合わない場合は、設計変更について別途協議します。 |
| P.8 第8章 8-1 54頁 | 設計書の仮設工 交通管理工 交通誘導警備員1式とありますが、交通誘導警備員の高速道路上及び高速道路上以外の昼間と夜間のそれぞれの延べ人数は何人でしょうか。ご教示願います。 | 仮設工の交通管理工に含まれる交通誘導警備員の延べ人数については、特記仕様書8-1-1および別紙-1（うち上面整備工(6BL)(7BL)を除く）を参考に貴社にてご検討ください。 |
| 全般 | 舗装工、排水構造物工、中央分離帯工、擁壁工それぞれに床掘り等の作業土工がありますが残土運搬、処分費の計上がありませんが設計変更でしょうか。 | 特記仕様書3-1に記載のとおりです。 |
| | 以上 | 以上 |